

保存版

台風等に対する非常措置について

地震に対する非常措置について



京都市立嵯峨中学校

令和2年6月30日

保護者の皆様へ

京都市立嵯峨中学校
校長 小滝 俊則

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨・暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び嵯峨学区、嵐山学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネットなどの情報にご注意いただきますようお願いいたします。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを最優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - ・午前0時まで解除になった場合 5限（12時55分）からの始業
※給食は中止
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

暴風警報解除の時刻等	措置
午前 7時までに解除になった場合	平常授業
午前 9時までに解除になった場合	3限（10時35分）からの始業
午前 11時までに解除になった場合	5限（12時55分）からの始業 ※給食は中止
午前 11時現在、警報発令中の場合	臨時休業

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページ等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

(1) 水害の避難勧告等について

本校の校区である嵯峨・嵐山学区は、「桂川下流の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。嵯峨・嵐山学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置をとります。

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます。）

※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置はとりません。

ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されれば場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合せ等）をとる場合があります。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況 ・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により人的被害が発生するおそれが高まり、避難行動を開始する必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか、若しくは人的被害が発生し、立ち退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民がとるべき行動	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始 ・速やかな避難に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難 ・屋内安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・立ち退き避難をしそびれた者の立ち退き避難 ・立ち退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

5 在校中に特別警報・暴風警報が発令された場合、もしくは避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合について

直ちに臨時休校とした上で、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

以上、お子さまにもその旨をご指導いただきますようお願いいたします。

令和2年6月30日

保護者の皆様へ

京都市立嵯峨中学校
校長 小滝 俊則

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネットなどの情報にご注意いただきますようお願いいたします。

記

1 登校前に発生した場合

(1)京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 学校所在の右京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時まで発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、学校ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2)臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」

行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子さまにもその旨をご指導いただきますようお願いいたします。